令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・〇七
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇七
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの日	一・〇六
	一・〇七
	一・〇八
	一・〇七
	一・〇七
	一・〇七
	一・〇七
	一・〇七
	一・〇七
	一・〇八
	一・〇八
	一・〇九
	一・〇九
	一・一〇
	一・〇九
	一・〇八
	一・〇八
	一・〇七
	一・〇七
	一・〇八

とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第七十三号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）を実施するため、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十五日　内閣総理大臣　石破　茂

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（養育医療） **第九条**　［略］ 2・3　［略］ 4　市町村長は、養育医療券を破り、汚し、又は失った未熟児の保護者から、養育医療券の有効期間内において、養育医療券の再交付の申請があったときは、養育医療券を交付しなければならない。 5　未熟児の保護者は、前項に規定する養育医療券の再交付を受けた後、失った養育医療券を発見したときは、速やかにこれを当該未熟児の居住地の市町村長に返還しなければならない。	（養育医療） **第九条**　［略］ 2・3　［略］ ［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。